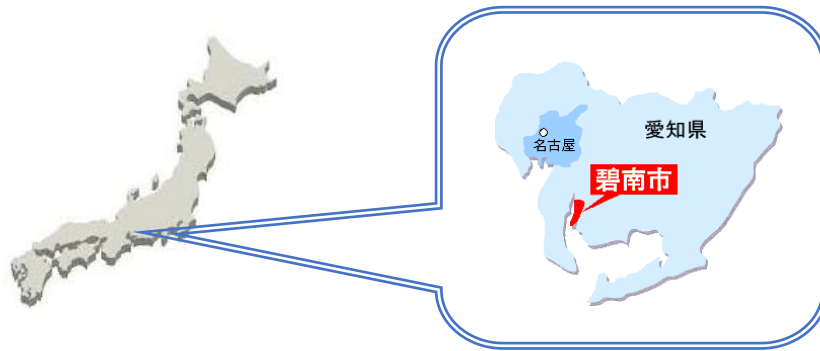


第1章 計画の位置付け等

1-1 碧南市の概要

碧南市は、愛知県の県庁所在地である名古屋市から40km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、市域は東西8km、南北12kmで、面積は36.12㎢となっています。地形的には標高約10m強の碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地です。

昭和23年4月5日に碧海郡大浜町、新川町、棚尾町、旭村が合併し、愛知県で10番目の市となりました。その後、昭和30年に西端地区（碧海郡明治村大字西端）を編入合併し、市域が拡大しました。さらに、昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてからは、臨海工業地域の造成とともに輸送用機器関連産業を始めとした製造業や電力、食品産業などが立地し、日本の高度経済成長に合わせて、めざましい発展を続けながら、今日まで成長を続けてきました。温暖な気候と風土に恵まれ、窯業、鋳物、醸造などの伝統産業と商業、農業、漁業とも調和のとれた産業構造となっています。



1-2 計画の目的

本市が保有する公共建築物や土木インフラ施設（以下「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、集中的に整備されてきたため、近年では施設の老朽化が進み、近い将来には一斉に更新時期を迎えることが予想されます。

公共施設等の老朽化は、放置すると重大な事故に発展する可能性があり、市民の安心・安全を脅かす恐れがあることに加え、全ての公共施設等を適切に維持管理するには、修繕や更新等に多額の費用が必要となるため、本市の行財政運営にも多大な影響を与えます。

少子高齢化や人口減少などが社会問題化する中、本市を取り巻く社会情勢もこれまでとは変化してきており、今後の公共施設等の修繕・更新・維持管理・運営等については、現状及び将来の見通しを踏まえて、公共施設等を市民共有の資産であることを認識したうえで、経営的な観点から総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

碧南市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、公共施設等を効率的かつ効果的にマネジメントすることにより、質と量の適正化を図り、持続的に公共施設等を維持管理していくことを目的とします。

1-3 計画の位置付け

本計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定する「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定するものです。本計画の策定にあたり上位計画である「碧南市総合計画」や関連計画である「碧南市都市計画マスタープラン」、「碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ります。また、本計画は、個別施設ごとの具体的な方針を定める「個別施設計画」の上位計画として位置付けます。

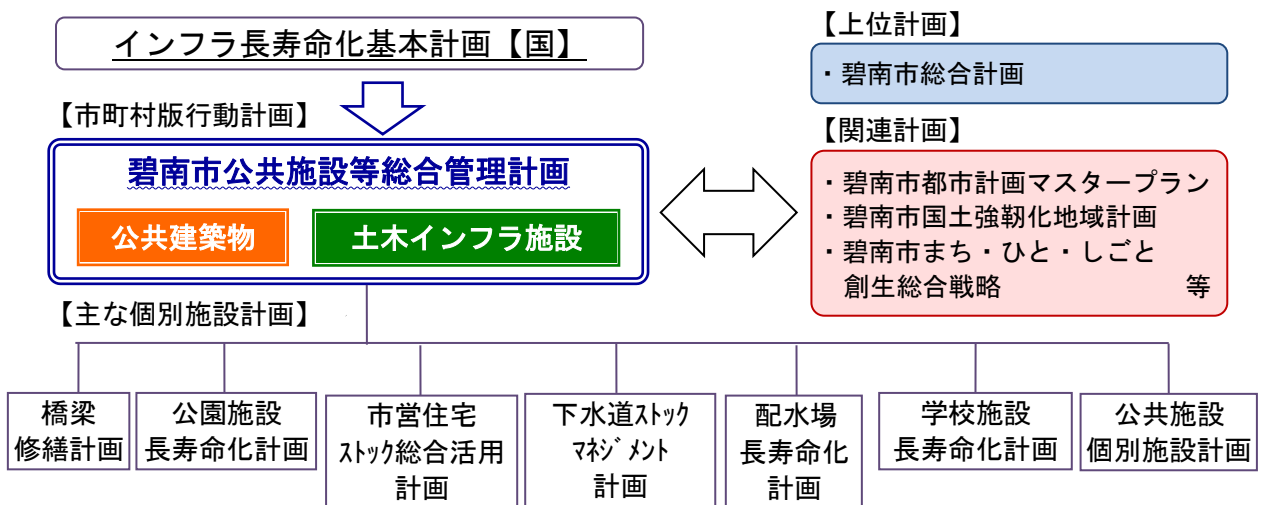


図 1-3-1 碧南市公共施設等総合管理計画の位置付け

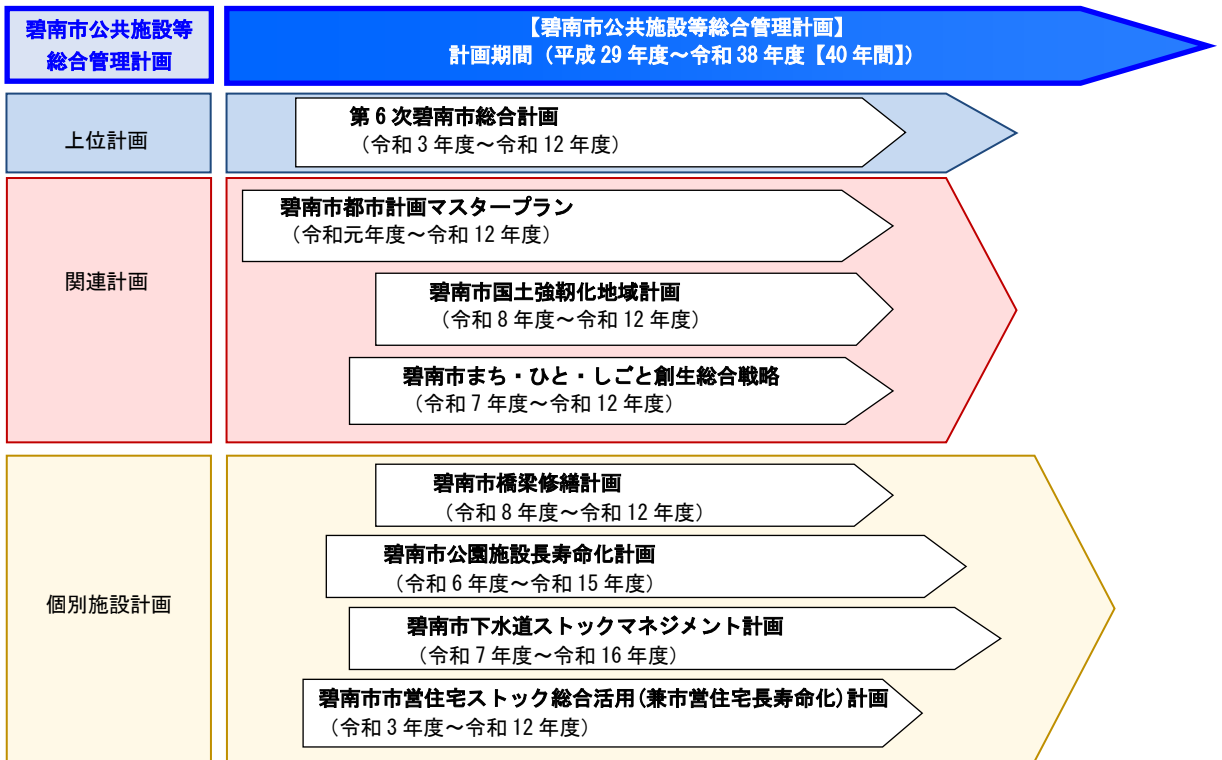


図 1-3-2 関連する各種計画の計画期間

1-4 計画の改訂体制

本計画の改訂にあたっては、全庁的な検討体制として、部長級の「市有財産利活用推進会議」と課長級の「策定会議」からなる二階層の全庁的な体制で検討しました。

さらに、計画の客観性を担保するため、学識経験者からの専門的な助言を得るとともに、市民が参画する「市民会議」を設置し、多様な意見を反映した計画策定を進めました。

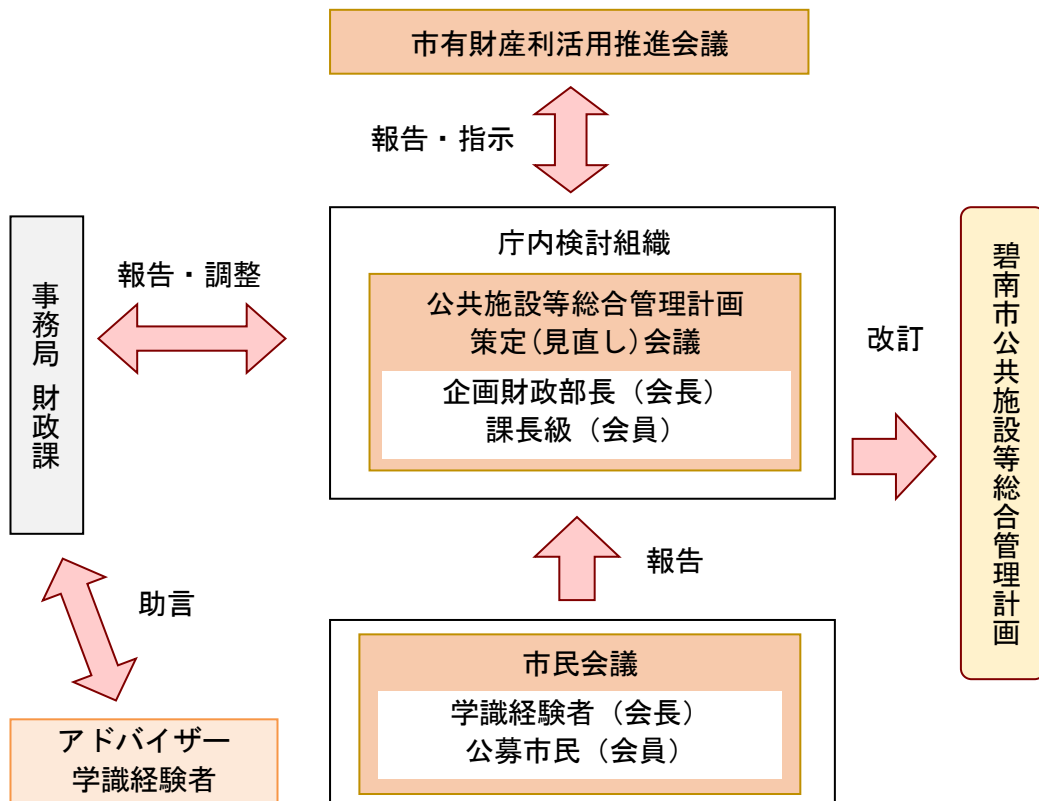


図 1-4-1 計画改訂体制のイメージ

1-5 対象施設

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日付総務省通知）によると、公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

したがって、本計画の対象施設を以下のとおり、決めました。

【碧南市公共施設等総合管理計画の対象施設】

公共施設等

【公共建築物】

庁舎、学校、体育館、保健センター、
文化会館、公民館、公営住宅、
幼稚園、保育園、図書館 等

【土木インフラ施設】

道路施設、橋梁、水道施設、
公共下水道施設、公園・緑地、
雨水排水施設、農業用施設 等

対 象 条 件

【公共建築物】

- ・本市が管理する延床面積が50㎡以上の公共建築物を対象とします。
- ・延床面積が50㎡未満の建築物であっても、主たる建築物の延床面積が50㎡以上のものは、付随する施設として対象とします。

【土木インフラ施設】

- ・維持管理費及び更新費が小さいもの、小規模な施設は対象外とします。

1-6 公共施設等総合管理計画見直しのポイント

碧南市は平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共建築物の総延床面積10%削減を目標に取り組んできましたが、既存施設をフル活用するという方針であったことから、現状維持のための修繕が繰り返され統合や複合化等を進めるには至りませんでした。

また、公共建築物の総延床面積10%削減を目標に掲げる以上、維持し続ける施設については、更なる有効活用や利用率向上が求められることとなります。

よって、今回の見直しでは、以下の点を重点的に取り組みます。

第一に、公共建築物の方針を明確にします。継続する施設と更新の時期によらず統廃合等を行う施設を明確化することで、最適な施設配置を実現します。

第二に、実施時期を明確にします。最適な施設配置の実現に向けての目安期間を設定し、計画的に推進できる計画とします。

第三に、民間活力を導入します。公共建築物の活用及び管理運営について、民間事業者が有するノウハウや専門性を活用することで、市民サービスの向上と効率的な施設運営を図ります。